

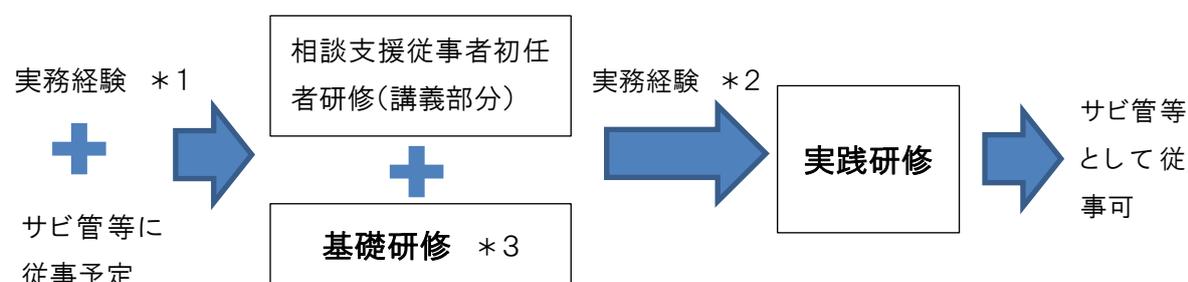
## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の改正について

平成 31 年度から、サービス管理責任者等研修の体系が改定されました。

### 【改正点】

●平成 30 年度まではサービス管理責任等研修修了後、直ぐにサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事することができましたが、平成 31 年度以降は、サービス管理責任者等基礎研修を受講した後、必要な実務経験を有したうえで、同実践研修を修了し、初めてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事することができます。

### H31 年度以降のサービス管理責任者等研修の流れ



- \* 1 実務経験は別紙 2, 3 をご参照ください。
- \* 2 実践研修受講前 5 年間に通算して 2 年以上の実務経験
- \* 3 基礎研修は、実務経験要件に 2 年満たない段階から受講できます。

・ 基礎研修修了者は、2 人目以降のサービス管理責任者等としての配置が可となり、個別支援計画の原案の作成ができます。(配置時の取り扱いの緩和)

●更新研修が創設され、実践研修の修了翌年度から 5 年以内に更新研修を受ける事が必要となります。また、更新研修の受講にあたっては、実践研修終了後に 2 年以上の実務経験が必要となります。

## 更新研修の流れ



\*1 札幌管、児発管、相談支援専門員、管理者として更新研修受講前5年間に通算して2年以上の実務経験、もしくは現任者

### 《経過措置》

・平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した方は、令和5年度までに更新研修を受講することになります。(実務経験不問)

●直接支援業務による実務経験要件が10年から8年に緩和されました。

●平成30年度までは分野ごとに研修を実施していましたが、平成31年度以降は基礎研修、実践研修、更新研修すべてにおいて、全分野共通の研修となります。

●平成30年度までにサービス管理責任者等研修を受講した方は、平成31年度以降はすべての分野のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事することができます。

ただし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者は実務経験要件に違いがありますので、ご留意ください。